

都道府県中間年評価書

制度の評価（成果と課題）

国が規定する評価項目について、集落・市町村のアンケート調査や集落の基礎情報、毎年度行っている実施状況調査等に基づき評価を行う。

① 農業生産体制（農業生産活動等の基礎となる農業経営体の動向、農地の利用状況等）

評価内容（国の規定する内容。以下同じ）
（A要件）機械・農作業の共同化、担い手への農地集積・農作業委託、農業生産条件の強化
（B要件）新規就農者、生産組織等オペレーターの確保
（その他）集落協定参加者の内訳等

- ・ A要件（P5）：機械・農作業の共同化は29協定（全体の6.1%）で取り組み、概ね実施が見込まれるが、担い手のへの農地集積・農作業委託は8協定（1.6%）とあまり取り組まれていない。
- ・ B要件（P6）：新規参加者に取り組んでいる協定はないが、生産組織のオペレーターの確保には、3協定（0.6%）で取り組んでいる。
- ・ そ の 他：協定参加者の内訳（図1-1,1-2）から、5年前より法人や農業生産組織が増加しており、農業者個人から法人等の農業経営体に移行しつつあり農業生産体制が強化されている。
 しかしながら、協定全体で見ると、協定参加者の高齢化が進行（図2-1,図2-2）していることから、農業生産体制を担う人材の確保が必要となっている。

○ 協定参加者の内訳

図1-1 3期対策中間年

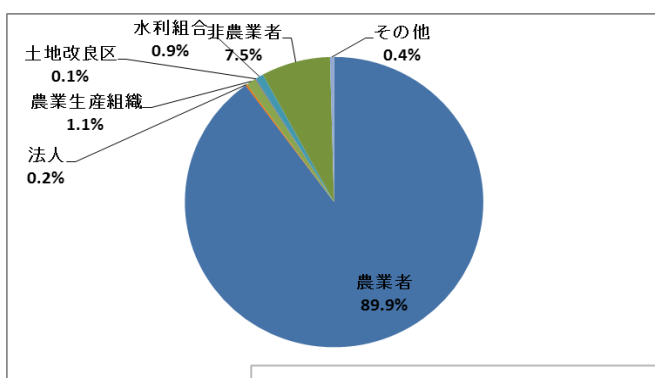
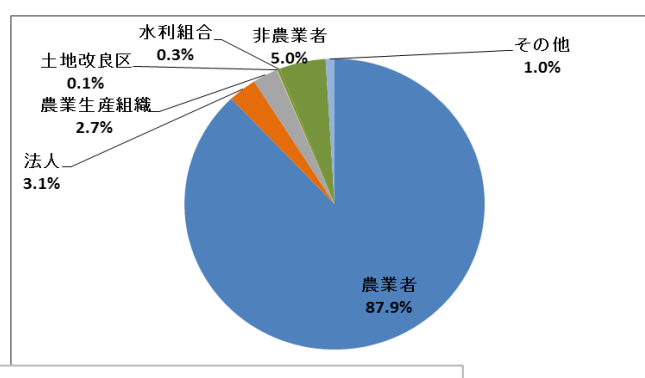


図1-2 現在



3期対策中間年	法人の割合 0.2%、農業生産組織の割合 1.1%
現在	法人の割合 3.1%、農業生産組織の割合 2.7%

○ 協定参加者の年齢区分

図2-1 3期対策中間年

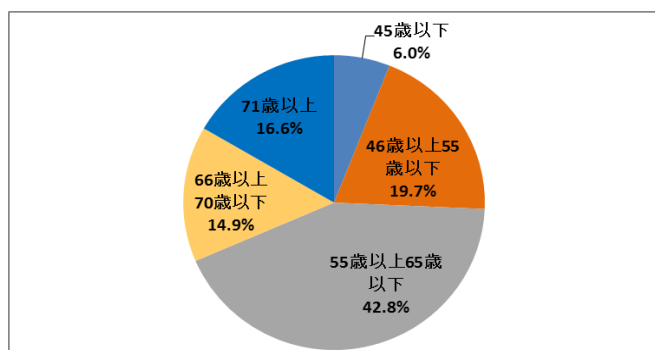
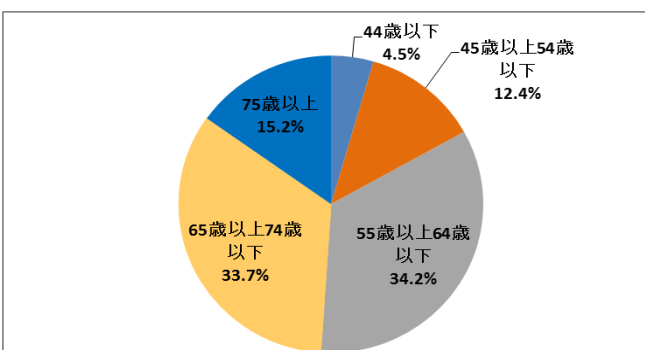


図2-2 現在



3期対策中間年の年齢区分	66歳以上の割合 14.9+16.8=31.7%
現在の年齢区分	65歳以上の割合 33.7+15.2=48.9%

都道府県中間年評価書

② 所得形成（農業生産活動等の持続的発展に向けた作物生産の動向、6次産業化の状況）

評価内容
(A要件) 高付加価値農業の実践
(B要件) 地場産農産物等の加工販売、消費・出資の呼び込み

- ・A要件（P5）：高付加価値型農業の実践に取り組む協定は10（全体の2.1%）で、全てでH31までの実施が見込まれる。
- ・B要件（P6）：一方で、地場産農産物等の加工販売、消費・出資の呼び込みはそれぞれ1協定（0.2%）で、取組みは少ない。
- ・その他：協定全体では、高収益作物を導入している協定は45あり、「にら」、「ねぎ」等の品目を栽培していることから、所得の向上が期待される。

③ 集落維持（共同取組活動の実施に必要な集落機能（コミュニティ）の強化に向けた取組状況）

評価内容
（農業生産活動等）耕作放棄地の防止、水路・農道等の管理、多面的機能を増進する活動
「C要件」の取組協定数、農業生産活動等が困難になった場合の支援体制の内訳等

- ・農業生産活動等：農地の法面管理に408協定（全体の85.5%）、賃借権・農作業の委託に245協定（51.4%）が取り組み、耕作放棄の防止を図っていることに加え、水路と農道の管理には、ほぼ全ての協定が取り組み、農業生産活動の継続を図っている。
また、周辺林地の下草刈に299協定（62.7%）、景観作物の作付けに191協定（40.0%）が取り組み、農村環境や景観の保全が図られている。
- ・C要件（P6）：集団的かつ持続可能な体制整備に、329協定（69.0%）が取り組み、農業生産活動が困難となった場合の支援体制の整備を図っている。
- ・その他：アンケート調査（図3-1,3-2）より、集落の農地等を保全管理するといった目標を共有し、力を合わせて活動する協同意識の割合が、集落協定で83%、市町村で97%となっている。
今後は、役員の高齢化（図4-1,4-2）や担い手不足が進み集落の維持が困難になることも考えられるため、本取り組みを進め新規就農者や後継者の確保など支援体制の整備を図る必要がある。

図3-1 集落協定

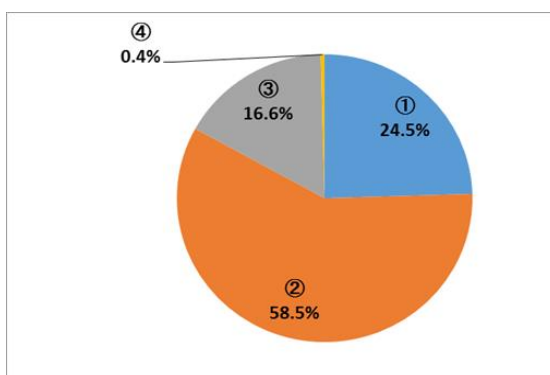
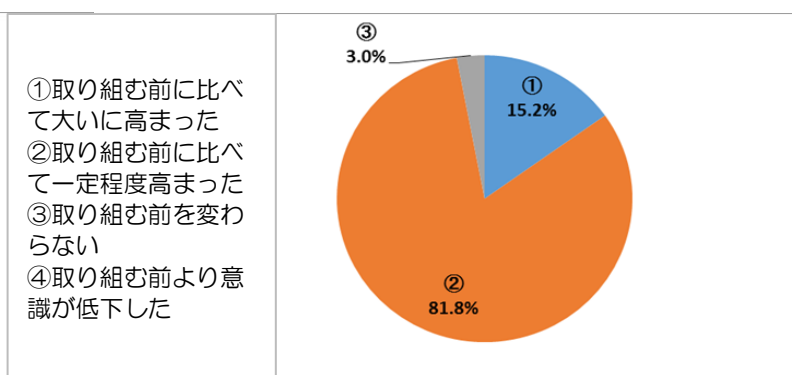


図3-2 市町村



都道府県中間年評価書

○ 協定役員の年齢区分

図4-1 3期対策中間年

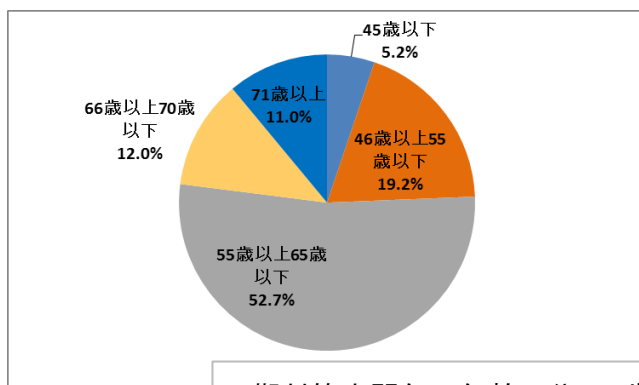
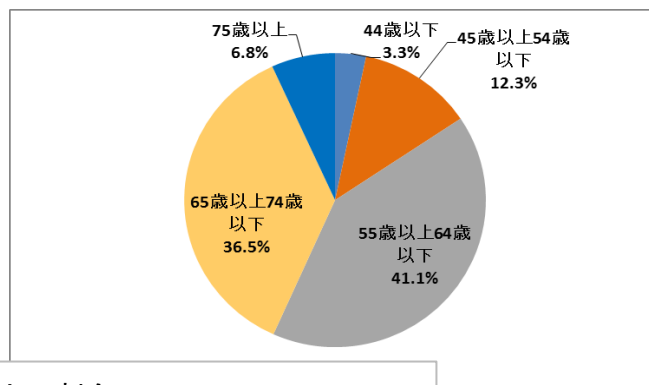


図4-2 現在



3期対策中間年の年齢区分	66歳以上の割合	12.0+11.0=23.0%
現在の年齢区分	65歳以上の割合	36.5+6.8=43.3%

④ 行政取組等（都道府県による協定の支援活動等）

評価内容
（都道府県）推進体制の状況、市町村への支援活動等の成果と課題を踏まえた自己評価

- ・ 県庁及び各総合支庁（出先機関）において、市町村に対する制度改正内容の説明や、取組活動への指導・助言を実施している。
- ・ 県内の取組集落の実施状況を調査し、特徴ある効果的な取組みが見られることから、活動内容ごとに類型化し、事例集として取りまとめた。取組拡大に活用している。
- ・ 一部の市町村では、職員の人員削減や複数業務の兼務などから指導体制の低下も見られることから、県と一体となって支援体制を強化する必要がある。

⑤ 制度全体の総合的な評価

評価内容
①～④の評価結果及びアンケート調査による総合的な評価

- ・ 制度の必要性のアンケート（図5-1,5-2）から、特に市町村で現行制度の一部見直しの意見があるものの制度の必要性は強く認識されている。
- ・ 図6-1,6-2より、本制度に取り組んでいない場合に耕作放棄が出ると想定する意見が、集落協定で98.9%、市町村で100%とほとんどで、本制度の実施が農地の保全、耕作放棄を防止する面で大きく貢献しているものと推測される。
- ・ 次期対策の取り組みでは（図7-1,7-2）、次期対策に取り組むことができる割合は集落協定で94.3%、市町村では72.8%となっているが、10年後の耕作、維持管理については（図8-1、8-2）、一部荒廃する可能性の協定の割合が、集落協定で29.5%、市町村で93.9%と多くなっている。
 要因としては、図9-1、9-2より「リーダーの不在」、「高齢化」、「担い手の不在」が多くなっている。高齢化のため長年の営農継続に不安を持ち、5年間の協定期間の短縮や遡及返還要件の緩和を求める声も多い。
 また、集落協定では収益が見込めず営農継続が困難との意見が多く、平地との生産コスト差拡大に伴い、交付単価の引上げなど支援の拡充も求められている。
- ・ これらのことから、中山間地域の農業維持、農地保全を支援する効果的な制度として今後も継続するとともに、高齢化や担い手不足により農業生産活動の継続が困難な集落も多いことから、万が一耕作放棄された場合でも、一定の面積までは遡及返還しなくてよいように要件を緩和することや、協定期間の短縮が可能ないように弾力的な運用にすること、平地において集積が進むなど生産コスト差も拡大していることから、交付単価を実態に見合った単価に引き上げるなど、制度を拡充していく必要がある。

都道府県中間年評価書

○ 中山間地域の農業農村を維持していく上で、中山間地域等直接支払制度の必要性

図5-1 集落協定

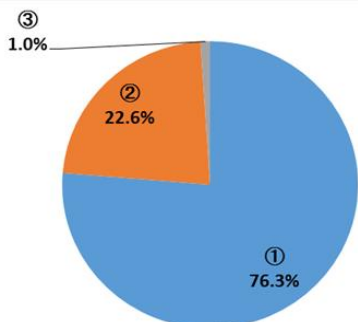
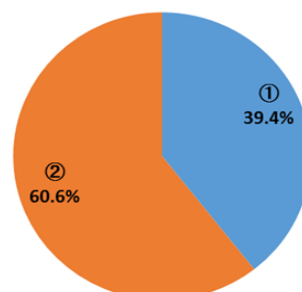


図5-2 市町村



①現行制度のまま
継続する必要がある。
②制度を一部見直
した上で、継続す
る必要がある。
③必要ない

※制度の見直しの必要性で意見が分かれるが、集落協定、市町村とも制度の必要性は強く認識している。市町村で集落協定と比べて「②制度を一部見直した上で、継続する必要がある」割合が高いのは、市町村内の農業者の高齢化の現状や集落協定の抱える課題を踏まえて、制度の一部見直しが必要と回答したものと考えられる。

○ 本制度に取り組んでいない場合の、H27→H31の5年間の農用地の耕作放棄割合

図6-1 集落協定

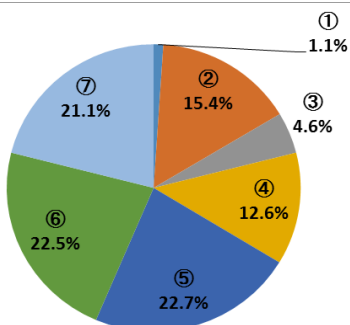
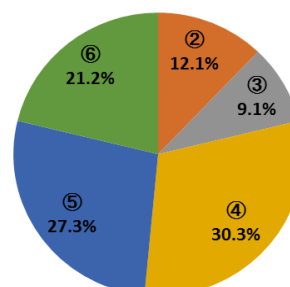


図6-2 市町村



①全て
②5割以上
③4割程度
④3割程度
⑤2割程度
⑥1割程度
⑦耕作放棄されない

※集落協定、市町村で耕作放棄される割合に違いがあるものの、いずれも本制度に取り組まない場合に耕作放棄されるリスクの認識は高い。集落協定で市町村と比べて「⑦耕作放棄されない」割合が高いのは、営農体制が整っている集落や、地域の農地は地域で守っていく意識が高い集落がある一方で、市町村の全ての集落で営農体制が整備されている状況になっていないためと考えられる。

○ 次期対策（H32年度～）への取り組み

図7-1 集落協定

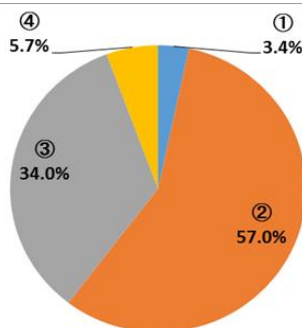
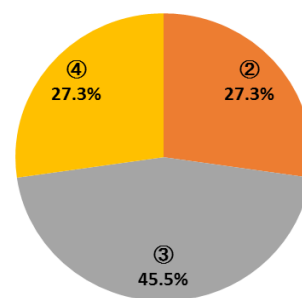


図7-2 市町村



①協定の農用地を拡大して次期対策にも取り組むことができる
②協定農用地は現状のまま、次期対策にも取り組むことができる
③次期対策には取り組むが、一部、荒廃が懸念される協定農用地を協定から除外させるを得ない
④次期対策に取り組むことは困難と思われる

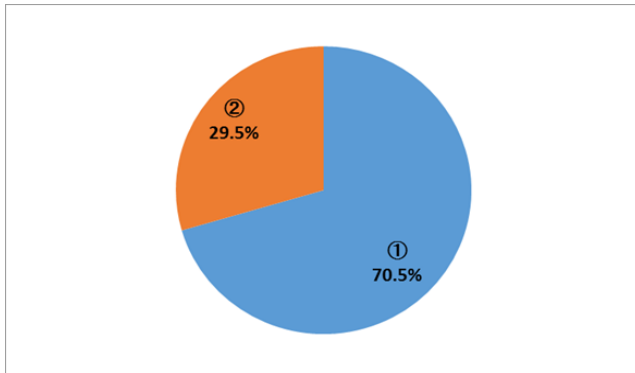
①新規協定や協定の農用地を拡大し、次期対策にも取り組むことができる
②協定農用地は現状のまま、次期対策にも取り組むことができる
③次期対策には取り組むが、一部、荒廃が懸念される協定農用地を協定から除外させるを得ない
④一部の協定では次期対策に取り組むことは困難と思われる

※集落協定、市町村ともに、多くの割合で現状のまま次期対策に取り組むと予想するものの、荒廃が懸念されるため一部を除外せざるを得ないという意見も多い。市町村で集落協定と比べて③、④の割合が高いのは、市町村内の集落協定が一つでも一部除外や次期対策困難と回答があれば、③又は④と市町村が回答することになるためと考えられる。

都道府県中間年評価書

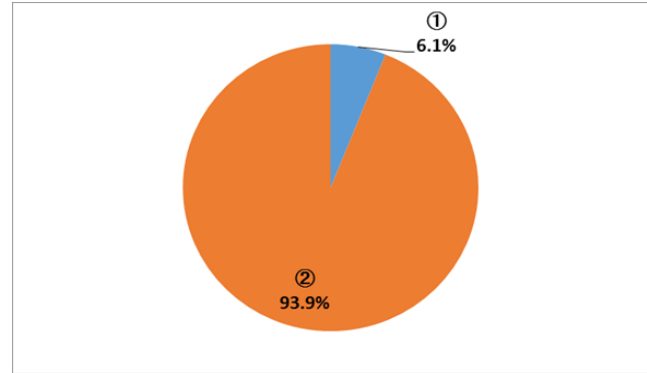
○ 協定農用地について、次期対策期間を含め、10年後も耕作、または維持管理が継続される割合

図8-1 集落協定



① 継続されている
② 一部、荒廃しているかもしれない

図8-2 市町村

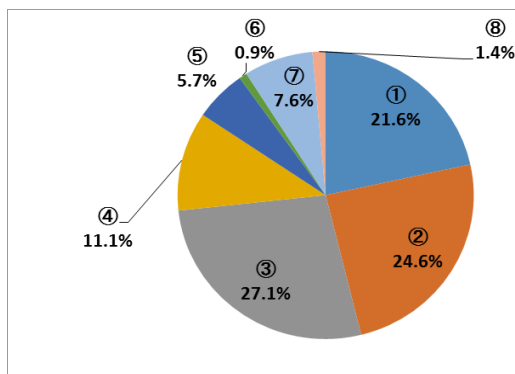


① 継続されている
② 一部の農地が荒廃する協定がでてくるかもしれない

※集落協定では、農用地の維持管理が継続されるとする集落が多いが、市町村では一部の農地の荒廃を懸念する声が多い。市町村で集落協定と比べて②の割合が高いのは、営農継続する集落協定が多いものの、市町村内の一つの協定でも「②一部、荒廃しているかもしれない」と回答した場合、市町村として「②一部の農地が荒廃する協定がでてくるかもしれない」と判断されたためと考えられる。

○ 次期対策～10年後は協定農用地の耕作、または、維持管理、農道・水路等に係る共同活動が出来なくなる理由

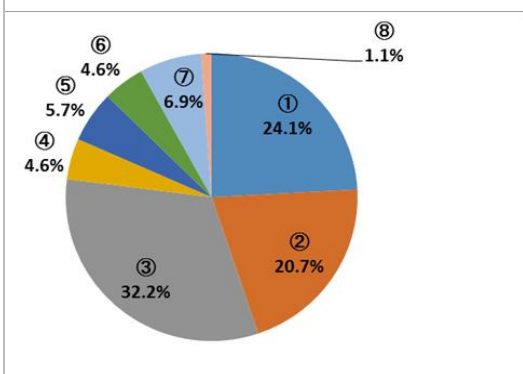
図9-1 集落協定



① 高齢化・後継者不足によるリーダーの不在
② 高齢化や人口減少により、農道・水路等の管理が困難
③ 農業の担い手が不在、または不足
④ 農業生産事態の収益が見込めず耕作の継続が困難
⑤ 鳥獣被害の拡大
⑥ 出役調整や日当の支払いなどの事務負担
⑦ 耕作放棄の発生に伴う遡及返還への不安
⑧ その他

○ 一部の農地が荒廃すると考えられる協定の問題

図9-2 市町村



※集落協定、市町村とも①リーダーの不在、②高齢化、③担い手の不在の占める割合が多い。また、集落協定では④収益が見込めないが11.1%、⑦遡及返還への不安も7.6%と多いことから、これらに対する対策が必要である。